

Q12： 2年目に国民健康保険に切り替える場合の手続きはどうしたらよいですか？

A12： 2年目に入る前年度2月下旬に、任意継続組合員の継続の有無を確認する書類をご送付しますので、同封の「資格喪失申出書」をご返送ください。国保の加入に必要な「資格喪失証明書」をご送付します。